

要綱における補助金の種類		対象	補助対象経費	補助額	申請書添付書類	実績報告書添付書類
4	地域集会所新築事業	自治会又は 複数の自治会	地域集会所の新築工事に要する経費（土地、什器、備品、消耗品、上棟及び落成に要する費用を除く。）	500万円を限度額とし、建築延べ床面積（99平方メートルを超える部分は、除く。）に1平方メートル当たりの建築費（10万2,000円を超える場合は、10万2,000円とする。）を乗じて得た額の2分の1以内	見積書、案内図、設計図書	完成図書、請求書又は領収書の写し、完成後の写真
5	地域集会所増改築事業		地域集会所の増改築工事に要する経費	300万円を限度額とし、事業費の2分の1以内	見積書、現況写真、設計図書	請求書又は領収書の写し、完成後の写真
6	地域集会所修繕事業		地域集会所の修繕に要する経費		見積書、現況写真	
8	広報掲示板新設事業		広報掲示板の新設に要する経費	1基当たり5万円を限度額とし、事業費の2分の1以内	見積書、案内図	
9	広報掲示板改良事業		広報掲示板の改良に要する経費		見積書、現況写真	
10	地域集会所空調機新設・交換事業		地域集会所空調機の新設又は交換に要する経費	1基当たり2万5,000円を限度額とし、事業費の2分の1以内		
11	地域集会所用地借上事業		土地の賃貸契約をして管理する地域集会所用地で、その面積が300平方メートルまでのものの借上げに要する経費	市の借上料相当額に固定資産税額及び都市計画税額を加えた額の範囲内で事業費の10分の10以内	土地の賃貸契約書又は請求書の写し、土地平面図、案内図	